

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「教育主幹」の下に「、担当部長」を加える。

別表第三第十二号事務の種類の欄中「附属機関」を「附属機関等」に改め、同表第十七号部長専決事項の欄1中「第五十一条」を「第六十七条」に改める。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号中「への従事」を「への従事等」に改める。

第二条 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第三第十七号事務の種類の欄中「及び埼玉県個人情報保護条例」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律第七十七条の規定に基づき、同法第五十九条に規定する個人情報保護委員会の権限及び同法第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこと。

附則

この訓令中第一条の規定は平成二十九年四月一日から、第二条の規定は同年五月三十日から施行する。